

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8:選挙制度等の適切な運用	分野	選挙制度等			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	73,571,415	51,069,723	178,124	101,362
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	3,510,011	1,187,100	/	/
		合計(a+b+c)	77,081,426	52,256,823	/	/
執行額(千円)		68,788,324	52,100,535	/	/	
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
公職選挙法の趣旨に則り、 選挙制度の確立に寄与する	1 ・区割審議会における衆議院小選挙区の区割り改定作業に向けた調査研究 ・その他選挙制度に関する調査研究	国勢調査人口の公示に対応する区割り改定作業に必要な調査研究を実施 【22年度】	【区割り改定関係】 平成23年3月の最高裁判決を受け、各党各会派において制度改革等の議論がなされている。 【その他選挙制度に関する調査研究】 ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」を国会に提出し、可決・成立したほか、被災地の状況を踏まえ、延期した選挙(57団体、68選挙)の期日を政令により規定。 ・被災団体の地方選挙を契機として、選挙公報をホームページ上に、国政選挙では全国統一的に掲載し、地方選挙では当該団体の判断で掲載することができることとして通知。 【23年度】	・区割り改定作業に向けた調査研究の適切な実施 ・その他選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【23年度】
公明かつ適正な選挙執行を実現する	2 常時啓発事業のあり方等の検討	ポスターコンクール、研修、広報誌作成など、常時啓発事業全体を事業委託 【22年度】	・常時啓発のあり方等研究会において、常時啓発事業のあり方について、検討を実施し、最終報告書を平成24年1月に公表 ・被災団体の地方選挙について、都道府県選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙管理委員会連合会に対し、人的支援等を要請するとともに、具体的支援について被災団体と両連合会との調整を実施。 【23年度】	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業やシティズンシップ教育推進方策の検討等を実施 【24年度】
政治資金の透明性を確保する	3 総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率)	政党本部:100% 政党支部:99.0% 政治資金団体:100% (平成21年分収支報告) 【22年度】	政党本部:100% 政党支部:99.3% 政治資金団体:100% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【23年度】
		国会議員関係政治団体: 94.7% (平成21年分収支報告) 【22年度】	国会議員関係政治団体:93.8% (平成22年分収支報告) 【23年度】	国会議員関係政治団体について、前年の提出率(94.7%)以上 【23年度】
		政治団体全体:85.3% (平成21年分収支報告) 【22年度】	政治団体全体:86.2% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率(85.3%)以上 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、平成23年3月の最高裁判決を受けて、各党各会派において議論が行われている制度改革の動向等を注視してきたところ。</p> <p>また、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」等により被災地の地方選挙(57団体、68選挙)を延期し、被災地の状況を踏まえて延期後の選挙の期日を定めるとともに、都道府県選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙管理委員会連合会に人的支援等を要請し、具体的支援について被災団体と両連合会との調整を行ったことで、選挙を延期した全ての団体において、平成23年11月20日までに選挙を適正に行うことができた。</p> <p>さらに、選挙公報をホームページ上に掲載できることとして通知したことで、被災地の地方選挙を始め、選挙人に対する選挙の周知・啓発の機会を拡大することができた。</p> <p>・政治資金の透明性の確保については、政治資金収支報告書の提出(公表)率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体については85.3%を上回り、目標を達成することができた。政党本部及び政治資金団体については目標を達成することができ、また、国会議員関係政治団体については、目標を僅かに下回ったものの現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については提出率(公表率)100%を確保できたことから、おおむね目標を達成することができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>各施策において、その目標はおおむね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については以下のとおりである。</p> <p>社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>政治資金の透明性を確保することについては、政治団体への督促等を実施したことなどによりおおむね施策目標を達成し、一定の効果を上げていと認められる。政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●衆議院選挙区画定審議会 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。 ●常時啓発のあり方等研究会 今後の常時啓発事業のあり方についての方向性を報告書として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 ●政治資金適正化委員会 登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。 <p>委員長 上田 廣一 委員 小見山 満 委員 日出 雄平 委員 谷口 将紀 委員 牧之内隆久</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	管理課長 笠井 敦	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	----------------------------	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。